

いじめ問題対応フローチャート

教職員発見
(観察・面接等)

質問調査
(アンケート等)

被害報告
(生徒より)

被害報告
(保護者より)

外部からの通報
(警察・地域より)

いじめの事案、いじめの疑いのある事案の発生

「当該学年・生徒部 合同会議」
事実の確認と対応策の検討

「いじめ問題 対策委員会」
事実の確認と対応・指導の方針を審議・決定

通常案件

【全教員への報告】
問題の共通理解を図り協力体制を確立する。
(特別指導案件の場合臨時職員会議)

【役割分担と対応】
決定した対策・方針に基づき事案の内容を踏
まえ適切に対応する

「いじめ問題 対策委員会」
対策・方針を検証し、改善が必要な場合は
改善し、解決まで指導を継続する。

【県教委へ月例報告】

重大事態の疑い

「いじめ問題 対策委員会」
による精査

県教委へ重大事態案件
として報告

指示があった場合は、
「いじめ問題 調査委員会」を設置